使用済自動車等の解体業又は破砕業に係る施設の事前協議書

年 月 日

群馬県知事 あて

(郵便番号)

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

群馬県使用済自動車等の解体業又は破砕業に係る施設の事前協議等に関する規程第6条第1項 及び第7条の規定により、必要な書類を添えて協議します。

No his proposed to the new control of the new contr									
事業の種類		種類	□解体、□破砕前処理(□圧縮・□剪断)、□破砕処理						
が	施設の設	置予定地	等(事業所の名	i称、所在地)					
	名	称							
	=r -	<u></u>	(郵便番号)						
	P)T 1	生 地	電話番号						
事業の用に供する施設の概要			る施設の概要	□使用済自動車又は解体自動車の保管場所、□解体作業場、 □圧縮施設、□剪断施設、□破砕施設、□自動車破砕残渣の 保管施設、□その他()					
他に解体業又は破砕業の許可 (他の都道府県等のものを含む。)を有している場合にあって は、その許可番号(申請中の場合 にあっては、申請年月日)				都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、 申請年月日)				
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道				都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、 申請年月日)				
府県等のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)			は、その許可						
道路運送車両法に基づく自動車 分解整備事業の認証を受けてい る場合にあっては、その認証番 号			証を受けてい						

解体業に係る施設

	カナド・木 で か の から は 人	
	変更の内容(施設の変更に伴う協 議の場合)	
	解体業を行おうとする事業所以外 の場所で使用済自動車又は解体自 動車の積替え又は保管を行う場合 には、当該場所の設置予定地等、 面積、保管量の上限及び保管高さ の上限	所在地: 保管場所の面積: m ^d 保管量の上限: 台 保管高さの上限: m
	施設を用いて行う作業の概要	
	使用済自動車及び解体自動車の 保管の方法	
	廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
	使用済自動車又は解体自動車の 解体の方法(指定回収物品(エ アバッグ類)及び鉛蓄電池等の 回収の方法を含む。)	
	油水分離装置及びためます等の 管理の方法(これらを設置する 場合に限る。)	
	使用済自動車又は解体自動車車の解体に伴って生じる廃棄物 (解体自動車及び指定回収物品 を除く。)の処理の方法	
	使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の 有用なものの保管の方法	
	使用済自動車及び解体自動車の 運搬の方法	
	解体業の用に供する施設の保守 点検の方法	
	火災予防上の措置	
	備考	

破砕業に係る施設

理る	当該施設について産業廃棄物処 里施設の設置の許可を受けてい る場合には、その許可の年月日 及び許可番号(申請中の場合に あっては、申請年月日)			
_	変更の内容(施設の変更に伴う 協議の場合)			
	皮砕業を行おうとする事業所以		解体自動車	自動車破砕残渣
外の場所で解体自動車又は自動車破砕残渣の積替え又は保管を		所在地		
	テう場合には、当該場所の設置 予定地等、面積及び保管量の上	 面積 (㎡)		
限			 台	
	 施設を用いて行う作業の概要		Н	
	解体自動車の保管の方法			
	解体自動車の破砕前処理を 行う場合にあっては、解体自 動車の破砕前処理の方法			
	解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の 破砕の方法			
	排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する 場合に限る。)			
	解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残 査の保管の方法			
	解体自動車の運搬の方法			
	解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残 査の運搬の方法			
	破砕業の用に供する施設の 保守点検の方法			
	火災予防上の措置			
	備考			

2 この様式で記載できないときは、別紙に記載することもできる。